

公 告

令和8年(2026年)5月15日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	3-28
(2) 件 名	廃乾電池等処理業務
(3) 履行場所	真庭市櫛西ほか地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	予測搬出重量 クリーンセンターまにわ：6t 北部地区中継施設：4t 南部地区中継施設：6t 合計：16t
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	廃棄物処理(廃棄物処理)
(3) 営業所の所在地	国内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 5月29日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわ 【TEL】0867-42-7453へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 5月21日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	クリーンセンターまにわ 【メール】clean_c@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 5月29日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわへ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 5月29日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 5月29日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市クリーンセンターまにわ

TEL 0867-42-7453 / FAX 0867-42-7454

仕 様 書

- 1, 業務名 廃乾電池等処理業務
- 2, 処理対象廃棄物 廃乾電池、水銀使用廃製品（水銀体温計、水銀血圧計等）
- 3, 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- 4, 業務内容 真庭市が収集保管している廃乾電池等の処理対象廃棄物（ドラム缶に入れて保管）を保管施設から処理施設まで運搬し、廃乾電池等に含まれる有害物質を回収し、有用資源を再利用する方法で処理するまでの業務を安全、確実、適正に履行するものとする。また処理工程において発生した残渣等は適正に処分する。
※ 受託者は、日本国内にある自社の処理施設において、廃乾電池等の処理を行うこと。
- 5, 見積内容 見積書に、**10kg**あたりの処理対象廃棄物の処理金額(消費税を除く)を記入すること。なお処理金額は運搬から最終処分まで、本業務に係る総費用額とする。
- 6, 契約方法 **10kg**あたりの単価契約
- 7, 保管施設・数量

	保管施設	所在地	搬出予定量
1	クリーンセンターまにわ	岡山県真庭市櫛西 290	約6 t
2	北部地区中継施設	岡山県真庭市蒜山初和 592-1	約4 t
3	南部地区中継施設	岡山県真庭市宮地 631-3	約6 t

- 8, 条件
- (1) 廃乾電池等とは、アルカリ・マンガン電池等を対象とするが、収集過程で混入するボタン電池や、充電式電池であるリチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、その他水銀体温計・水銀血圧計も処理すること。
 - (2) 受託者は、廃乾電池や水銀使用廃製品に含まれる水銀を回収し、リサイクルルート（水銀の販路等）を確立していることとし、委託者に水銀をリサイクルしていることを示す書類を提出すること。
 - (3) 複数の保管施設での積み併せを可能とするが、その場合は保管施設ごとの積み込み重量が分かるように計量すること。
 - (4) 計量は保管施設所有の計量機をもって行うことを原則とするが、引取車両過

大等により計量が不可能な場合は、受託者又は第3者所有の公認計量機をもって計量することを可能とする。その場合にかかる経費その他一切については受託者の負担とする。

- (5) 積み込みの際、保管施設所有のフォークリフトの使用を可能とし、その運転は受託者または受託者が指定する有資格者が行うこと。また積み込みの際使用するフォークリフトのアタッチメント等（ドラム缶運搬用）や必要と思われる資材（コンパネ等）は受託者が用意すること。なお、受託者の責任による事故等が発生した場合、一切の損害賠償及びフォークリフトの原状復旧にかかる経費は受託者の負担とする。
- (6) 処理料金算出の基となる廃乾電池等の重量は、容器（ドラム缶）の重量を除いた内容量のみを対象とする。その際ドラム缶の重量を1本あたり20kgとして計算する。また容器（ドラム缶）は保管施設が用意したものを使用することとし、運搬終了後の処分は受託者が行う。
- (7) 受託者は、真庭市が保管する廃乾電池等の重量が、契約期間中に運搬車両の積載可能重量に満たない場合でも、契約期間中最低1回の引取を行うこと。
- (8) 受託者は、真庭市が処理施設の現地確認実施、又は施設の設置許可に関する書類等の提出を要求した場合は応じること。

9, 法令等の遵守 受託者は、関係法令、条例等を遵守しなければならない。

10, その他 疑義等が生じた場合は、真庭市と受託者が十分協議の上、対処すること。